

平成20年 3月13日

各 位

本 社 所 在 地 東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地  
会 社 名 株式会社 テラネット  
代 表 者 代表取締役社長 岡田 圭治  
コ ー ド 番 号 2140 札幌証券取引所 アンビシャス  
問 合 せ 先 管理部長 岡久 勉  
電 話 番 号 011-706-1244  
U R L <http://www.terranetz.com>

（訂正）「定款の変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成20年2月14日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、内容に追加ならびに転記誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【開示事項の訂正箇所】

1. 定款変更の追加箇所及び内容（表中の網掛け部分（    ）が追加箇所であります。下線\_は定款の変更箇所であります。）

（訂正前）

現行定款	変更案
（機 関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役 会のほか、次の機関を置く （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （新 設）	（機 関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役 会のほか、次の機関を置く （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4） <u>会計監査人</u>

（訂正後）

現行定款	変更案
（機 関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役 <u>会</u> のほか、次の機関を置く （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （新 設）	（機 関） 第4条 当社は、株主総会及び <u>取締役</u> のほか、次の機関を置く （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4） <u>会計監査人</u>

2. 現行定款の転記誤り内容(表中の網掛け部分(■))が訂正箇所であります。下線\_は定款の変更箇所であります。)

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(6)</u> イラスト・コミック・楽曲・楽詞・コンピューターソフトの制作販売</p> <p><u>(7)</u> イベントの企画・運営及びイベント企画の販売</p> <p><u>(8)</u> コンピュータ■関連機器製造・販売</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> O A 機器調達、販売、代理店販売</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(6)</u> イラスト・コミック・楽曲・楽詞・コンピューターソフトの制作■販売</p> <p><u>(7)</u> イベントの企画・運営及びイベント企画の販売</p> <p><u>(8)</u> コンピュータ■関連機器製造・販売</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(7)</u> O A 機器調達、販売、代理店販売</p>

(訂正前)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<u>第6章 会計監査人</u> ( <u>会計監査人の設置</u> ) <u>第40条 当社は、会計監査人を置く。</u>
(新設)	( <u>会計監査人の選任</u> ) <u>第41条 会計監査人は、株主総会の決議</u> <u>によって選任する。</u>
(新設)	( <u>会計監査人の任期</u> ) <u>第42条 会計監査人の任期は、選任後1</u> <u>年以内に終了する事業年度のう</u> <u>ち最終のものに関する定時株主</u> <u>総会の終結のときまでとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主</u> <u>総会において別段の決議がされ</u> <u>なかったときは、当該定時株主</u> <u>総会において再任されたものと</u> <u>みなす。</u>
(新設)	( <u>会計監査人の責任軽減</u> ) <u>第43条 当社は、会社法第427条第1項</u> <u>の規定により、会計監査人との</u> <u>間に、任務を怠ったことによる</u> <u>損害賠償責任を限定する契約を</u> <u>締結することができる。</u>
第6章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
<u>第40条 当社の事業年度は、毎年1月</u> <u>1日から同年12月31日までの1</u> <u>年とする。</u>	<u>第44条 (現行どおり)</u>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
<u>第41条 当社の期末配当の基準日は、</u> <u>毎年12月31日とする。</u>	<u>第45条 (現行どおり)</u>
(中間配当)	(中間配当)
<u>第42条 当社は、取締役会の決議によ</u> <u>って、毎年6月30日を基準日と</u> <u>して中間配当をすることができる</u> <u>。</u>	<u>第46条 (現行どおり)</u>
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
<u>第43条 配当財産が金銭である場合は、</u> <u>支払開始の日から満3年を経過</u> <u>してもなお受領されないとき</u> <u>は、当社はその支払義務を免</u> <u>れる。</u>	<u>第47条 (現行どおり)</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<u>第6章 会計監査人</u> ( <u>会計監査人の設置</u> ) <u>第41条 当社は、会計監査人を置く。</u>
(新設)	(会計監査人の選任) <u>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	(会計監査人の任期) <u>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	(会計監査人の責任軽減) <u>第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>
第6章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
<u>第41条</u> 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。	<u>第45条</u> (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
<u>第42条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。	<u>第46条</u> (現行どおり)
(中間配当)	(中間配当)
<u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。	<u>第47条</u> (現行どおり)
(配当の除斥期間)	(配当の除斥期間)
<u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	<u>第48条</u> (現行どおり)

以上